

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開 会

福原課長

皆様おはようございます。それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。私は本日の司会進行を務めさせていただきます、久喜市情報公開個人情報保護運営審議会の事務局を担当いたします、総務部市政情報課長の福原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、7月29日木曜日14時から、令和3年度第1回久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会の開催を予定していましたが、審議会の会議当日の委員の出席が過半数に達しなかったことから、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第2項、審議会の会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない規定により、急遽、会議を中止させていただき、改めて本日9時からの開催とさせていただいたところでございます。委員の皆様には、急な日程変更にもかかわらずご出席を賜りまして誠にありがとうございます。それでは、改めまして、令和3年度第1回久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会を始めさせていただきます。本日は、緊急事態宣言中での開催となります。徹底した感染防止対策を講じた上で、会議を進めさせていただきたいと思っておりますので、窓を開けて換気させていただき、また、会議につきましても、短時間で終了できますよう、委員の皆様には、会議の進行にご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。それでは、本会議は、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第4項の規定に基づき、公開としております。また本日の会議内容は、録音させていただき、会議録につきましても、会長へ確認後、署名の上、公開いたしますので、ご了解をお願いいたします。なお、今回の会議も、会議録システムを使用して会議録を作成いたしますので、発言の際には、マイクの使用にご協力をお願いいたします。

《事務局から資料の過不足や落丁等の確認》

福原課長

それでは、会議の進行につきましては、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第1項の規定により、佐世会長に議長となつていただき、議事進行をお願いしたいと思います。佐世会長、よろしくお願ひいたします。

佐世会長

皆さん改めまして、おはようございます。よろしくお願ひいたします。はじめに、ただいまの出席者は、7名でございますのでこの人数は、情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づく、定足数に達しております。それでは早速議事に入りたいと思ひます。

2 議 事

(1) 個人情報保護条例第9条の規定に基づく諮問について

佐世会長

議題の1の「個人情報保護条例第9条の規定に基づく諮問について」、都市整備課です。

会議の進め方ですが、はじめに担当課の方から内容について説明をいただいた後、皆さんから、質問・確認をしていただきます。その後、担当課の方には退席していただき、答申案について議論をいたしますのでよろしくお願ひいたします。

(都市整備課 入室)

佐世会長

それでは、担当課の方からご説明をよろしくお願ひいたします。

青柳市街地整備推進室長

はい。久喜市建設部都市整備課 市街地整備推進室の青柳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。都市整備課市街地整備推進室では、久喜都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業を所管しておりまして、令和4年3月の事業完了を目指して、事務を進めているところでございます。それでは諮問の内容につきまして、諮問書に沿ってご説明させていただきます。

1、諮問事項の内容につきましてですが、個人情報の外部提供でございます。

2、保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称は、土地区画整理地内住所、新旧旧新対照表作成でございます。事業の目的といたしましては、土地区画整理事業地内の換地処分に係る住所、新旧旧新対照表の作成事務を行うためでございます。個人情報の保有課は都市整備課でございます。

続きまして3、外部提供する相手方及び理由でございます。外部提供の相手方につきましては、郵便局、東京電力、NTT、NHKでございます。次に諮問いたします理由でございます。久喜都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業につきましては、令和4年3月18日の換地処分公告の翌日から新住所の効力が発生しますので、住民基本台帳の円滑な住所変更を実施するため、当該区画整理事業地内に住所を有する人の氏名及び住所を収集し、土地区画整理事業地内住所新旧旧新対照表を作成します。住民基本台帳の住所変更後、各自にて公共料金等の住所変更手続きを行っていただくところですが、郵便局、東京電力、NTT、NHKに対しましては、その公共性を考慮し、土地区画整理事業地内住所新旧旧新対照表を提供することで、各個人が手続きする必要がなくなり、市民の負担軽減を図ることができます。このようなことから、市民の利便に供することを目的として、久喜市個人情報保護条例第9条第1項第5号に基づく外部提供を行うための諮問を行うものです。また、本人通知につきましては、対象となる土地区画整理事業地内に住所を有する人へ後日、配付する「住所変更の手引き」の中で、市が事業者と調整をして、住所変更する旨お知らせすることで、久喜市個人情報保護条例第9条第3項の規定に基づく本人通知といたします。続きまして4、提供する個人情報の項目でございますが、令和3年7月1日現在を基準日として、土地区画整理事業地内に住所を有する方を対象といたします。提供する項目につきましては、氏名、住所の2項目でございます。簡単でございますが、説明は以上でございます。

佐世会長

はい、ありがとうございます。それでは、ただいま都市整備課から説明がありましたけれども、委員の皆様から何か確認したいところがあれば、よろしくお願いいたします。

小宮山委員

はい、住居表示の変更に伴う官公庁等への数多くの手続きの中から、郵便局、東京電力、NTT及びNHKに対照表を提供するとした基準は、他の土地区画整理に伴う住所表示変更と同じ基準や内容での保有個人情報の外部提供なのでしょうか。このような場合、配布基準はあるのでしょうか。対照表には、氏名、住所とありますので、栗橋駅西地区の完全な最新名簿になります。そこからは、家族構成等も容易に把握されますので、提供目的外使用の禁止や、悪意の第三者に転用、または譲渡され、不正利用されないという対応はされているのでしょうか。併せて、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人確認通知制度」の趣旨との齟齬は生じないか、お伺いします。

佐世会長

はい。お答えできれば、よろしくお願いいたします。

青柳市街地整備推進室長

はい。まず配布の基準でございます。郵便局の配送業務、電気料金電話料金、NHKの受信料の支払いにつきましては、ほとんどすべての世帯に該当するというものでございますので、その住所変更手続きを、事業者が一括で行うことにより、市民の皆様負担軽減を図ることができるということが大前提としてございます。4社のみはこの情報を提供する理由といたしましては、基本的な考え方といたしまして、あまりその提供先は広げるという考えはございませんで、概ね想

定される代表的な事業者ということで、この4社を選定させていただいております。また、このことにつきましては近隣の加須市ですとか、三郷市、八潮市の区画整理事業につきましても、同じように皆対応しているということから、この事例を参考にして、当久喜市でも、情報の外部提供を行うというものでございます。それと、不正利用の防止についてでございますが、情報提供につきましては、配達証明によりまして郵送をすることによって、確実にその情報をその組織に届けるとともに、住所変更手続き以外の業務には、使用しないという旨の誓約書をとるなどして、不正利用防止に努めていただきたいと思いますというふうに考えております。続きまして、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度をとの関係でございますが、制度につきましては、その住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をしたものに対しまして、その交付の事実を通知することによって、住民票等の不正請求とか不正取得を防止するという目的の制度であるというふうに聞いております。ただ、この制度につきましては、国や地方公共団体が請求した場合、公用請求ですとかそういったものは、対象としてはないというような制度でございます。私どもといたしましては、この郵便局を含む4社に対しての住所対照表の外部提供につきましては、関係権利者にお配りする「住所変更の手引き」、その中で、市が事業者と調整をして、住所変更しますという、そういった記載をさせていただくことによって、関係権利者に周知を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

佐世会長

はい、ありがとうございます。小宮山さん、いかがでしょうか。

小宮山委員

各提供先について、個々に伺いさせていただいてよろしいでしょうか。

例えば、郵便事業での活用と思いますけれども、郵便局の建物は1つですが、日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険と法人も事業内容も分割されています。どこに対照表を提供するのでしょうか。郵政グループ内ではどこで対照表を利用しても良いのでしょうか。東京電力の場合は、現在の電力自由化の中で特定の電気事業者のみに対照表を提供するのはどうなのでしょう。NTTの場合は局番なしの116に電話すれば簡単に済みますので、携帯スマホの時代に、固定電話のみ対象とするのはどうでしょうか。関連して対照表を手にした者にとっては、電話帳との照合により、事情があって電話帳不掲載としている者の把握もできてしまいます。NHKに対しては、いろいろな考え方や主張があります。以上どうでしょうか。

青柳市街地整備推進室長

はい。まず、郵便局への提供でございます。郵便局への提供は、郵便物の配送業務をスムーズに円滑に新住所に移行するために実施するものでございまして、その提供先は、栗橋郵便局の配送部門に限らせていただきまして、その他のゆうちょ銀行ですとか、かんぽ生命保険への提供は行いません。続きまして、東京電力でございます。委員さんのおっしゃるように、電力自由化にあって、様々な業者が電気事業者として事業に参入しているところでございますが、先ほど申し上げましたが、基本的な考え方といたしまして、あまり提供先は広げるという考え方はございまして、代表的な事業者に絞らせていただくということで考えているところでございます。NTTにつきましても、同じような考え方で、固定電話のみに対応をさせていただいております。電話帳の不掲載の方の把握ができてしまうということにつきましては、この情報提供は、NTTという組織に対して行うものでございまして、その使用範囲は、通信使用料の請求先の住所変更のみに限らせていただきますので、これらの個人情報の取り扱いにつきましては、厳守させていただくということをお願いをして参りたいと考えております。また、NHKにつきましては、受信料によって運営されている公共放送事業体であるという、そういった性質を考えまして、ほとんどすべての世帯に関係をするものでございますので、そのようなことから、市民の皆様の変更手続きの負担の軽減を図るために、実施をしたいというふうに考えております。以上でございます。

佐世会長

はい、ありがとうございます。小宮山さん、いかがですか。質問としてはよろ

しいですかね。

小宮山委員 はい。そちらの課の主張は分かりました。

佐世会長 他の方、何かありますか。

(全員了承)

佐世会長 それではないようでしたら、その次に、審議に入りますので、都市整備課の方はご苦労さまでした。一応、退席をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

(都市整備課の退席)

佐世会長 皆さんのご意見承りますかね。その前提としてですね、前回もあったのですが、個人情報保護条例が資料として出てないのですね、いただいてなかったと思うのです。皆さんあればもちろん結構です。それをご覧になっていただいているのかもしれませんが、個人情報保護条例の第9条を念のために見ますと、実施機関は個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、当該実施機関の内部もしくは、実施機関相互において、保有する個人情報を利用し、つまり、実施機関の内部で相互に利用したり、或いは、実施機関以外のものに保有個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでないとなっていて、まず、本人に同意がある場合、法令に定めがある場合、出版報道等により公にされている場合、個人の生命、身体、財産の安全を守るために緊急かつやむを得ない場合、さらに、前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聞いて、必要があると認めたとき、今これが問題になっているのですね。つまり、その本人の同意があったり、そういうもののほか、審議会の意見を聞いて必要があると認めたときとなっていて、審議会の意見は結構なのですが、何を基準に意見を言ったらいいのかというのは、僕、個人的にはちょっと不勉強で実はわからなかったわけです。それで、急遽、今日、早めに起きて調べて参りました。そこのエッセンスだけ簡単に申しますと、京都の方の大学の先生が論文を書いているのがネットに出されていて、これ自体がどこかにきちっと書かれているっていうことではないのだけれども、考え方として、まず、行政の円滑な実施のために要する必要性と、それから、本人または公共の利益になるものであること、もう1つ、考えなくてはいけない要素としては、本人の権利利益を不当に侵害する恐れのないものと、この3つぐらいをどうも抽象的な言い方として挙げているようなのです。つまり、行政の円滑な実施のために必要性がある場合はまずやると。それがひいては、本人または、公共の利益のために繋がると考えられる。これが2つ目。それと、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないもの、こういうことを考えて決めるのがよろしいと。どうもこのようなことなので、私としても、その角度から皆さんにご意見をいただいたり、念頭においていただければいいのかなというふうに思います。それで先にお話を申し上げました。今、僕の言ったことも含めて、ご意見を言っていただければ結構です。僕の言ったことも1つの参考にしていただければ結構ですので、そうしなければいけないというわけではありません。では、野村さんから。

野村委員 先ほど、小宮山委員がおっしゃったように、これからどんどんいろんな公共に近いところのサービスの独占化っていうのがどんどん多様化して行って、もっとも多くの業者が関わっていくようになると思うのですね。時代にあったような形で、その業者の選定というか、もしくは、もっと公平性を期すようなための、何か施策っていうのが今後は考えられていけばいいのかなと思います。今現在では、この挙げられた4社というのは、妥当だと私も思っております。

佐世会長 はい。ありがとうございます。須藤さん。

須藤委員 私も一応、郵便局、東京電力、NTT、NHKというのは、郵便局はもう1つの企業しかありませんし、電力に関しても、いろんな媒体が今出てきていますからってということなのですが、今のところでは、一番多いところで、一貫性があるということで、この4社は妥当ではないかなと思っております。

佐世会長 はい、ありがとうございます。佐伯さんもいかがでしょうか。

佐伯委員 はい。先ほど誓約書を取る予定とお聞きしたのですけれども、万が一、不正利用されてしまったときの対策は考えてらっしゃるのかなというのをちょっと気になりました。

佐世会長 青木さんはいかがでしょうか

青木委員 はい、こちらの4社の方、やはり手続きとか何かを受ける方としまして考えると、年をとらえた方やなんかも手続きは大変ということもありますので、皆さんがおっしゃった通り、この4社の手続きをこのようにしていただくのは、大変利便性としてあるかと思えます。先ほどの説明でもいろいろ配慮されている面もございまして、大丈夫かなというふうな感じを持ちました。

佐世会長 はい、ありがとうございます。石田先生、よろしく願います。

石田委員 はい。郵便局はともかく、東京電力、NTT、NHKに関しては基本的には契約している方に関しては、自分で手続きをしなくて良いというメリットはあるのですけれども、東京電力、NTT、NHKと契約していない人にとっては、どういうメリットがあるのかってところが、ちょっとよくわからないということがありました。あとは、特に電力自由化なんかで、東京電力以外ですね、電力会社と契約している方に関しては、自分の契約先にも同じようにやってくれよ、情報提供してくれれば、わざわざ自分でやらなくていいのにといい方もいらっしゃるかもしれないので、その公平性というところはちょっと疑問は残るかなと思えました。

佐世会長 はい、ありがとうございます。小宮山さん。

小宮山委員 はい。提供理由の公共性と市民の負担軽減の趣旨、あと会長さんが言われた3つの基準、これは十分に理解しております。しかしながら、平成22年度に運営審議会が設置された以降で、根拠法令に基づかず或いは準拠せず、かつ情報提供先が官庁以外という諮問は、これが初めてのケースなんじゃないかと思えます。後々ですね、問題が発生した場合、この審議会の答申がOKだったからというのは避けたいと思うのです。それで、答申を可とする場合、少なくとも先ほど言われた確実な誓約書を交わす、履行するというようなことを言われたと思えますけれども、何らかの付帯条件を付すべきと考えますが、どうでしょうか。

佐世会長 例えばどんな感じのことをイメージされますか。

小宮山委員 文面は、事務方、皆さんにお任せしたいと思えますが、情報提供先であっても、久喜市個人情報保護条例の趣旨に沿って適正な取り扱いが行われること、提供目的外使用の禁止や、悪意の第三者に転用または譲渡され不正利用をされないという対応を確実に図ることです。

佐世会長 というような内容のご提案ですね。1点補足させていただきますけれども、例えば、今回、その住所変更に伴って提供するわけですよね。NTTとか郵便局とかね。そうすると、郵便局はそれを、住所変更の目的のために取得した個人情報ということになって、彼らがそれを別の目的に使用すると、彼らにも、当然、国

の個人情報保護法の規制下にありますから、目的外使用して、職員が漏えいしたり、或いはその顧客勧誘に使ったりということがもしわかれば、彼らはかなり大きなペナルティーを受けると、そういう構造がありますね。だから、今この条例で問題になっているのは、市の持っている個人情報を使うことについてどうですかという審議会のこの意見を求められている。そこで、それはよろしいでしょうというふうになったとして外部に提供しても、ここに出ているような個人情報を扱う事業者ですから、ここは、国の個人情報保護法の規制によって、それは独自のペナルティーの規制下にあるということがあります。だからどうなのっていう、だから破る人はいるでしょうっていうことは、確かに現実問題としてあるのですけれども。ですが一応、法律の規制下にあつて、それは性悪説か性善説がという問題もありますけれども、そういう枠組みの中で運用されるという点があると思います。それはそれとして、先ほどの小宮山さんのご提案のあったような付帯条項を付けるということについて賛成であればそれをつけていただくということになりますが、その点はどうでしょうかということだと思います。ご意見があればお願いします。

野村委員 付帯条項の内容が分からないと判断がしづらいですよ。

佐世会長 今、小宮山さんがおっしゃったような内容だと思うのですが、要するに目的外使用をしないようにということを経営者で提供するという、そんな意味合いになりますかね。小宮山さんのご提案の内容ですけれども。

小宮山委員 そこは皆さんで。

佐世会長 いや、まず、たたき台がないと議論ができないので。皆さんそこを考えていないわけだから。ご提案された方がどんな感じが良いかということを経営者で考えた方がよろしいですね。

小宮山委員 先ほど言ったような意見の話になると思います。

佐世会長 それをちょっと事務局の方で記録していただいて大丈夫ですか。それではちょっと言っていただいて、それで付けるか付けないかを議論しますか。もう1回言ってもらいましょうか。申し訳ないけど小宮山さんもう1回言っていただけますか。

小宮山委員 はい。途中で言われましたけれども、誓約書っていうような話もありますので、誓約書を確実に交わすというようなことも1つだと思います。2つ目はこれまでの答申書にも、幾つか付いていると思いますけれども、情報提供先であっても、久喜市個人情報保護条例の趣旨に沿って適切な取り扱いを行う。あと、提供目的外使用の禁止ということなのかと思います。

佐世会長 はい。3つぐらいですかね。そうするとね。何かご意見があればお願いします。

野村委員 今現在、これらに準じたものを団体さんに求めているわけですよ。

佐世会長 はい。先ほどの説明だと誓約書を求めるような話をされていましたね。

関根課長補佐 はい。誓約書の中に、個人情報の適切な取扱い、或いは目的外利用の禁止、そういったことを盛り込んだものをつくるのではないかと思います。

佐世会長 そういう点で言えば誓約書を作ることを条件に提供してもいいというような、そういう付帯条項を付けるかどうかというそういう問題だと思います。それは多分付けても良いのではないのでしょうかね、一般的に言ってね。

それで、久喜市個人情報保護制度の趣旨に沿ってやってくださいっていうのは、付けては悪いというわけではないけれども、付けなくてもという感じはちょっといたします。付けていただいても構わないかな。

小宮山委員

誓約書の内容案が示されないから分からないのですよね。

佐世会長

もちろんそうなのですが、先ほどの説明の中で言ってなかったですかね。

小宮山委員

諮問書には書いていないのですよね。

佐世会長

目的外使用等をしないような誓約書を交わすことを条件として、運営審議会では承認するというそういうことでよろしいのではないのでしょうかね。そういう趣旨の文言を入れるということですね、そういう趣旨ですから。そんなに幅があまりないので、よろしいのではないのでしょうか。ちょっと事務局でもまとめたことを言ってもらえますか。

関根課長補佐

はい。まず、誓約書を交わすということが1点目。2点目はその情報提供先であっても適切な取り扱いを行うこと。それと、3点目は提供目的外の利用はしないように管理をしっかりとすることっていうようなものを、付帯条件として入れるということです。もし、よろしければ、ちょっとお時間いただいて小宮山委員さんがおっしゃった内容のものを答申案に打ち込んでお持ちしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

佐世会長

どうぞ、そうしてください。

それでその案が出たら、よろしければ、答申としてよろしいということにいたしましょうか。そうしたら、今、案を作っている間に次の議題をやった方が良いでしょうね。

(2) 個人情報保護条例第9条の規定に基づく諮問について

(3) 個人情報保護条例第9条の規定に基づく諮問について

(障がい者福祉課、介護保険課 入室)

佐世会長

議題2と議題3で、障がい者福祉課と介護保険課の皆さんですね。どうもご苦勞様です。この2つの諮問は諮問内容に関連がございますので一括して説明をしていただきます。会議の進め方ですけども、先ほどの都市整備課と同様に、初めに、担当課の方から内容について説明をいただいた後、皆様から質問、確認をさせていただきたいと思っております。その後、担当課の方には一旦退席をしていただいて、答申案についてこちらで審議をしたいと、そういう手順をとりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、障がい者福祉課と介護保険課の皆さんから、ご説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

砂川障がい者福祉課長

では、諮問の内容につきまして、諮問書に沿ってご説明をさせていただきます。障がい者福祉課の砂川と申します。よろしく願いいたします。本諮問につきましては、障がい者福祉課と次の介護保険課に共通している内容が多くございますことから、諮問書の1から3の内容につきましては、障がい者福祉課から説明をさせていただきます。諮問書の4につきましては、それぞれの課の事情がございますので、それぞれの課から説明をさせていただきますのでご承知くださいますようお願いいたします。

まず、1の諮問事項の内容でございます。こちらは保有個人情報の目的外利用についてということでございます。この度、在宅重度心身障がい者支援臨時給付金及び在宅重度要介護高齢者支援臨時給付金の給付という新しい事業を実施する

に当たりまして、すでに障がい者福祉課及び介護保険課で所有しております個人情報情報を目的外利用して対象者を抽出するという、それから2つの給付金に重複して該当する対象者について、在宅重度要介護高齢者支援臨時給付金の方を優先して給付をするために、介護保険課の保有する情報を目的外利用して対象者を絞り込むということから、目的外利用をさせていただくという内容でございます。

2の保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称及び目的は次の6種類を扱わせていただきます。まず1番目、特別障害者手当等の支給事務、こちらの目的が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき支給する特別障害者手当等の支給要件の確認及び支給に必要なためでございます。2番目、在宅重度心身障害者手当支給事務、こちらの目的でございますが、久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例に基づき支給する在宅重度心身障害者手当の支給要件の確認及び支給に必要なためでございます。3番目、介護保険資格管理事務、目的でございますが、介護保険法第9条、12条に基づき、介護保険被保険者を把握し、被保険者台帳へ登録するとともに、被保険者書を交付すること、また、適用除外施設へ入所、入院している場合には被保険者として、被保険者代表へ登録をしないということのための目的でございます。4番目、介護保険料納付管理事務でございます。目的は、介護保険第1号被保険者に対して、介護保険法第129条から第146条に基づく介護保険料賦課のための資料とするため、また、納付状況を把握し、介護保険料に関する通知等を送付するためという目的でございます。5番目が、要介護認定に関する事務でございます。その目的が介護保険法第27条、28条、29条、32条、33条及び33条の2の規定に基づき、申請から認定までの要介護認定事務を適正に行うためということでございます。6番目の介護保険給付事務でございます。その目的は、要介護（支援）認定者が利用する介護サービスについて、適正な保険給付を行うためと、それぞれの目的となっております。それぞれの情報の保有課につきましては、1番の特別障害者手当等の支給事務、それから、2番目の在宅重度心身障害者手当支給事務につきましては、障がい者福祉課、3番目から6番目につきましては、介護保険課が保有課というふうになっております。

次に、3の目的外利用する個人情報の項目でございます。まず、対象者というものが1番目、特別障害者手当等の支給事務につきましては、特別障害者手当等の受給者であって、障害者手帳1級2級、療育手帳マルAとA、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する方。2番目の在宅重度心身障害者手当支給事務につきましては、在宅重度心身障害者手当の受給者であって、障害者手帳1、2級、療育手帳マルAとA、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する方、それから、3番目の介護保険資格管理事務、4番目の介護保険料納付管理事務、5番目の要介護認定に関する事務、6番目の介護保険給付事務につきましては、65歳以上の要介護3から5で施設等に入所していない、住民税非課税者、となっております。目的外利用する項目は、先ほどご説明いたしました、1番と2番につきましては、個人識別符号、氏名、住所、生年月日、障がい情報、口座情報。3から6につきましては、個人識別符号、氏名、住所、生年月日、介護保険情報、賦課情報となります。また基準日でございますが、6月定例会で議決をいただいた直近の7月1日で、以降、令和4年3月31日まで、毎月末で抽出をいたします。

次に、4の目的外利用する個人情報取扱事務の名称及び理由につきましては、まず、障がい者福祉課が所管課となる部分についてご説明をさせていただきます。その後、介護保険課所管部分について介護保険課長からご説明をいたします。まず、障がい者福祉課の部分です。名称は、在宅重度心身障がい者支援臨時給付金給付事業でございます。その理由でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期化する中、障がいを抱える方の生活環境は大きく変化し、さらに在宅で生活をされている方につきましては、感染症対策に日々余念がない状況となっております。このような中、特に重度に分類される障がい等級のある方で、さらに低所得の方については、生活面だけではなく、経済的な影響も大きく、負担感が増している状況です。このようなことから、在宅で生活をされ

ている重度障がい者で、住民税非課税の方を、低所得の方ととらえまして、経済的支援を目的として、臨時給付金を給付するというものでございます。本給付金の対象者の抽出に当たりましては、低所得かつ、在宅の重度心身障がい者であることから、障がい者福祉課ですでに実施をしております、在宅重度心身障害者手当のうち、重度の障がい者に該当する受給者情報、並びに特別障害者手当等の受給者情報、これらの情報というのが、今回の臨時給付金の支給要件となるものと同等であるということから、これらの受給者情報を目的外利用して対象者を抽出するというものでございます。また、支給対象者が介護保険課で同時に実施をします、在宅重度要介護高齢者支援臨時給付金給付事業の対象者と重複をする場合がございます、その場合は、在宅重度要介護高齢者支援臨時給付金給付事業のほうを優先するということから、重複を避けるために、介護保険課の情報を目的外利用して重複する対象者を抽出するというものでございます。このことから、本事業を実施するに当たりまして、久喜市個人情報保護条例第9条第1項第5号に基づく目的外利用を行うための諮問をさせていただくものです。なお目的外利用する個人情報、対象者本人へ臨時給付金を給付するために利用することから、臨時給付金の通知の際に、情報を利用した旨をお知らせすることで、久喜市個人情報保護条例第9条第3項の、本人通知に変えるものとさせていただくというものでございます。では次に、介護保険課長に変わりますのでよろしくお願いいたします。

矢作介護保  
険課長

続きまして、介護保険課所管の部分につきましてご説明をさせていただきます。介護保険課の矢作と申します。どうぞよろしくお願いいたします。名称につきましては、在宅重度要介護高齢者支援臨時給付金給付事業でございます。介護保険課では、障がい者福祉課同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的負担が増加している在宅重度要介護高齢者に対し、臨時給付金を給付するに当たり、目的外利用する理由は2点ございます。

1点目としましては、臨時給付金の対象者は低所得、住民税非課税かつ要介護3から5までの状態にある65歳以上の方のうち、施設入所していないものがありますことから、介護保険課で現在保有しております、介護保険の資格情報や、賦課情報、要介護認定に関する情報、給付に関する情報を目的外利用して、対象者を抽出するものでございます。

2点目としましては、臨時給付金の対象者が、先ほどご説明がございました、障がい者福祉課で実施する在宅重度心身障害者支援臨時給付金給付事業の対象者と重複する可能性があることから、目的外利用をしまして、対象者を抽出するものというものでございます。以上の2つの理由により、久喜市個人情報保護条例第9条第1項第5号に基づく目的外利用を行うための諮問をお願いするものでございます。また、目的外利用する個人情報は、対象者本人へ臨時給付金を給付するために利用することから、臨時給付金の通知の際に情報を利用した旨をお知らせすることで、久喜市個人情報保護条例第9条第3項の本人通知に変えるものでございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

佐世会長

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの障がい者福祉課、介護保険課からの説明につきまして、委員の皆様から何か確認等ございましたらお願いいたします。どうぞ。

小宮山委員

確認ということでお伺いいたします。令和3年度6月の一般会計補正予算書等の概要によりますと、生活困窮者等の生活を支えるための支援として、どちらの給付金事業も県内初とあります。久喜市独自の事業なのでしょうか。それとも他県の市町村で同様な給付事業がされているのでしょうか。もしも同様な事業があるとすれば、諮問と同様な手続き内容なのでしょうか。また、今後、同様な給付事業が県内外の市町村で実施された場合には、当市の事務手法が他の模範となっていくのでしょうか。

佐世会長

はい。お願いいたします。

砂川障がい者福祉課長

はい。ではまず、障がい者福祉課の方から回答させていただきます。今回のコロナ禍において、生活に影響を受けやすい方というのが一定以上の重度の障がい者や高齢者の中でも、一定以上の高い要介護との認定が出ている、いわば感染リスクが高い方で、しかも、在宅生活者で非課税の方については、日常的に感染症対策に気を使わなければならないこと、さらに、経済的にも困難な状況に置かれやすいということから、障がい者と高齢者を一体的に同じような状況に置かれている方に対して、支援を同時に行うという考えにつきましては他には例がないというふうに考えております。こちらにつきましては、久喜市独自の考え方で行う事業と言ってよろしいかと思えます。障がい者に対する給付に関しまして申し上げますと、いくつか他市町村でも例がございまして、例えば先ほど説明させていただいた在宅重度心身障害者手当の対象者に対して、1万円を一律に上乘せで給付をするというようなことを行っているところもございまして、また、他では、例えばですが、障害者手帳を所有している方全員、こちらは特に税、課税非課税とか、そういったことは関係なく、手帳を持っている方全員に対して、1万円を給付しますよとか、そういった内容で行っている市町村等もございまして。他市の例としてはこのような形になるのですけれども、今後このような事業を、他の市町村で、久喜市と全く同じ方法で給付をするというようなことがあれば、おそらくこれがスタンダードになっていくのではないかな、というふうに私どもでは考えてはおります。ただ、こういった障がいのある方や、高齢で特に困難な状況に置かれている方等に対する給付の方法としましては、他市の例から見ても、様々な考えに基づき実施することができるかと思われまので、今回の手続きだけがすべてではないというふうに考えております。また、今回こういった目的外利用に関しまして、審議会を開催していただいた上で、制度を運用していくというのは、今回の税情報を支給要件とする際の手続きとしては、全く正当な手続きをとって、実施できているというふうに考えているところでございまして。障がい者福祉課からは以上になります。あと介護保険課からも説明させていただきます。

矢作介護保険課長

それでは介護保険課からもご質問にお答えさせていただきます。まず、県内の状況でございまして、県内のコロナ対策に係る給付金実施事業を確認しましたところ、同様の事業を実施している事業所はございませんでした。県外では、同様の事業を実施した団体が千葉県の方にございました。要介護認定を受けて在宅介護サービスを利用している方に、感染予防に向けた衛生材料等の購入費用として、1万円を支給しているというものでございます。

続きまして同様な事業があれば、諮問と同様な手続き内容かというご質問ということでございまして、久喜市個人情報保護条例の「条例の解釈と運用」におきまして、個人情報の目的外利用の禁止原則にも、一定の例外というものが認められているところでございます。住民負担の軽減や行政効率の増大、本人または公共の利益の増進に繋がる場合には、例外を認めることに合理性があることになるというものでございます。今回は障がい者福祉課と介護保険課、2課にまたがる事業ということもございましたことから、目的外利用に当たりましては、正式な諮問というような手続きをとらせていただいたものでございまして、目的外利用する個人情報の取扱事務が生じた場合には、事前に担当課であります市政情報課に相談や協議をさせていただいた上で、手続きを踏むものと考えております。また、同様な給付事業が県内の市町村で実施された場合の事務手法でございまして、事業実施に当たりましては、各市町村で定めている個人情報保護条例等に基づき、それぞれ対応がなされるものと考えております。以上でございます。

佐世会長

はい、ありがとうございます。他に何かご質問ございませうか。よろしいですかね。それでは、障害者福祉課と介護保険課の皆さんありがとうございます。退席をしていただいて、審議をしたいと思えます。

(障がい者福祉課、介護保険課の退席)

佐世会長 失礼いたしました。先ほどの都市整備課のものに戻って意見を聞いたほうが良いですね。

(都市整備課に係る答申案配付)

佐世会長 今、都市整備課の答申書案を作っていただきました。いかがでしょうか。久喜市個人情報保護条例9条第5号及び同条3項に規定に基づく個人情報の外部提供について諮問の内容を適当と認める。「但し」ですね、「但し」の2行について、外部提供先に対し、誓約書等において、提供目的外での利用の禁止等、個人情報の適正な取り扱いについて要請すること。というふうに一応なっておりますが、小宮山さんいかがですか。

小宮山委員 よろしいかと思えます。

野村委員 提供目的外での利用の禁止等の「等」というのは何か条文があって確定していることなののでしょうか。提供目的外での利用の禁止等の「等」が何に該当するのでしょうか。

佐世会長 起案者の方でご意見ありますか。

関根課長補佐 はい。目的外利用の禁止という以外には漏えいとかですね、そういうものも含めて等にして見たのですが。

野村委員 確定したものが他にあれば「等」が良いですが、「等」だとどうなのかなと思ひまして。

関根課長補佐 小宮山委員さんの話ですと目的外利用の禁止というふうにおっしゃっていたので、「等」を取ってしまっても良いかと思ひます。

野村委員 目的外利用の禁止の他に何かあった場合ということですね。「等」を取るということではないです。

佐世会長 野村さん。よろしいですかね。

野村委員 はい。

佐世会長 では、これで何かご意見があれば承りますが、よろしいでしょうか。

(全員了承)

佐世会長 これで、答申ということでお願いをしたいと思います。

関根課長補佐 はい、ありがとうございました。

佐世会長 続いて、障がい者福祉課と介護保険課の方に行きましょう。これはもう諮問の内容を適当と認めるということではないですか。

(答申案配付)

佐世会長 はい、ありがとうございます。それでは、お手元に答申案が配られたと思いますが、これはシンプルな形で、目的外利用については、諮問の内容を適当と認めるという内容の答申となっております。これでよろしいでしょうか。特に何かご意見があれば承りますが、よろしいということであれば、これで決めたいと思ひ

ます。

(全員了承)

(石田委員所用により退出)

佐世会長 これでは審議事項、決定事項は決まりましたので、よろしくお願ひいたします。

(4) 個人情報保護条例第8条第3項の規定に基づく報告について  
(個人情報取扱事務届出書の報告)

佐世会長 それでは議題の4の、今度は報告事項になりますが、個人情報保護条例第8条第3項の規定に基づく報告ということで、令和3年6月30日までに届け出のあった個人情報取扱事務届出書について、事務局から報告をお願いいたします。

関根課長補佐 それでは、私の方から個人情報取扱事務届出書に関してご報告をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

A4縦長の「令和3年6月30日までの個人情報取扱事務届出書(報告)」をご覧ください。

今回、ご報告させていただきますのは、開始が5件、廃止1件、変更が2件、外部提供が2件でございます。内訳といたしましては、A4の表の「令和3年6月30日までの個人情報取扱事務届出書」のとおりでございます。では、各届出書を見ながらご説明させていただきます。

右上の番号1番、事務の所管課が「資産税課 土地係・家屋係」の「【共通事務】固定資産課税台帳」でございます。

こちらの事務は、地方税法に基づく固定資産評価額の通知について、これまで紙ベースでさいたま地方法務局久喜支局に通知していましたが、電子化により、今年度から一括して電子データで通知することになりました。この電子化に伴い、埼玉県総務部税務課に対しても、固定資産税賦課客体の情報を提供することになったことによる外部提供の変更届出書でございます。

また、さいたま地方法務局久喜支局これまで、紙ベースで通知していましたが、個人情報取扱事務届出書に実施機関以外への提供先に記載がなかったことから、今回の変更届出書で埼玉県税務課と併せて提供先へ記載をするものでございます。

次に番号2番でございます。

こちらの事務は、先ほどの1番の「【共通事務】固定資産課税台帳」で、さいたま地方法務局久喜支局、埼玉県総務部税務課へ外部提供することについての目的外利用等届出書でございます。

次に番号3番でございます。事務の所管課が「中央保健センター 母子保健係」の「久喜市すこやか子育て商品券給付事業」でございます。

こちらの事務は、令和2年4月28日から令和2年12月31日の間に出産した市民の方に対し、市商工会の商品券を給付するというものでございます。令和2年度をもって事業が終了したことから廃止をするものでございます。

次に番号4番、事務の所管課が「新型コロナウイルスワクチン対策課 ワクチン対策係」の「新型コロナウイルスワクチン接種事業事務」でございます。

こちらの事務は、新型コロナウイルスワクチン接種の対象者を把握し、接種記録を管理するものでございます。

個人情報の収集対象者ですが、新型コロナウイルスワクチン接種対象者の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、本人及び本人以外では市民課から収集し、記録の形態は、文書と電磁的記録となります。保有個人情報の電子計算処理は有りますが、オンライン結合は無しでございます。

収集した情報は、国が開発した「ワクチン接種記録システム」というシステムを介して国の内閣官房IT戦略室へ接種者に関する個人情報を提供するものでございます。

次に番号5番でございます。

こちらの事務は、先ほどの4番の「新型コロナウイルスワクチン対策課 ワクチン対策係」で国の「ワクチン接種記録システム」を介して内閣官房IT戦略室へ接種者に関する個人情報を外部提供することについての目的外利用等届出書でございます。

次に番号6番、事務の所管課が「企画政策課 企画政策係」の「久喜市SDGs市民ワークショップ事務」でございます。

こちらの事務は、第2次久喜市総合振興計画の策定にあたって実施する「久喜市SDGs市民ワークショップ」について、参加希望者の把握及び参加者の決定に関する事務でございます。現在、世界的な課題となっておりますSDGsという2030年までに達成する持続可能な開発目標について、参加者に知っていただくという趣旨のワークショップでございます。

個人情報の収集対象者ですが、参加希望者の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、本人から収集し、記録の形態は、文書と電磁的記録となります。

保有個人情報の電子計算処理は有りますが、オンライン結合は無しでございます。

収集した情報は、所管課の企画政策課のみで利用いたします。

事務で取り扱う個人情報は、裏面の項目のとおりとなります。

次に番号7番、事務の所管課が「新型コロナウイルスワクチン対策課 ワクチン対策係」の「新型コロナウイルスワクチンの無駄を防ぐための協力者募集事務」でございます。

こちらの事務は、新型コロナウイルスワクチンの無駄を防ぐための協力者として申込みをしたものに対して、新型コロナウイルスワクチン集団接種において急なキャンセルがでた場合、電話案内をする事務でございます。

個人情報の収集対象者ですが、新型コロナウイルスワクチンの無駄を防ぐための協力者の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、本人から収集し、記録の形態は、文書と電磁的記録となります。

保有個人情報の電子計算処理は無しでございます。

収集した情報は、所管課の新型コロナウイルスワクチン対策課のみで利用いたします。

事務で取り扱う個人情報は、裏面の項目のとおりとなります。

次に番号8番、事務の所管課が「新型コロナウイルスワクチン対策課 ワクチン対策係」の「新型コロナウイルスワクチンの優先接種案内事務」でございます。

こちらの事務は、久喜市に住民票のある高齢者施設、障がい者施設、児童福祉施設職員に対して、新型コロナウイルスワクチンの予約枠に余剰が生じた場合、電話案内をする事務でございます。

個人情報の収集対象者ですが、久喜市に住民票のある高齢者施設、障がい者施設、児童福祉施設職員の協力者の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、本人及び各施設から収集し、記録の形態は、電磁的記録となります。

保有個人情報の電子計算処理は無しでございます。

収集した情報は、所管課の新型コロナウイルスワクチン対策課のみで利用いたします。

事務で取り扱う個人情報は、裏面の項目のとおりとなります。

次に番号9番、事務の所管課が「新型コロナウイルスワクチン対策課 ワクチン対策係」の「新型コロナウイルスワクチン接種事業事務」でございます。

こちらの事務は、先ほど4番で開始する事務としてご報告させていただきました「新型コロナウイルスワクチン接種事業事務」の変更届出書でございます。

変更内容としては、7月26日から予防接種法のワクチン接種事務の一手続として、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行を行うことにあたり、他の自治体から転入した方が前住所地でワクチンを接種していた場合でも接種証明

書の発行ができるようにするための変更でございます。変更内容といたしましては、個人情報取扱事務の目的に予防接種証明書発行の記載を加えまして、個人情報の主な収集等の方法では、他の自治体で接種した方の情報を国のワクチン接種記録システムから収集して把握することになりますので、本人以外の収集等の収集先に内閣官房IT戦略室を加えることが主なものでございます。こちらは先ほど、4番の4月6日に届出された「新型コロナウイルスワクチン接種事業事務」の届出書を9番の6月25日届出書の変更届出書で変更するというものでございます。

次に番号10番、事務の所管課が「生活支援課 生活保護第1・2・3係」の「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業」でございます。

こちらの事務は、既に社会福祉協議会で実施する総合援助資金の再貸付が終了するなどにより、生活が困窮している方を対象に、就労による自立を図ることや生活保護の受給につなげるために新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するものでございます。

個人情報の収集対象者ですが、都道府県社会福祉協議会の再貸付が終了していることや収入などの要件を満たす支給対象者の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、本人及び本人以外では埼玉県社会福祉協議会から収集し、記録の形態は、文書と電磁的記録となります。

保有個人情報の電子計算処理は有りますが、オンライン結合は無してございます

収集した情報は、所管課の生活支援課のみで利用するものでございます。

以上で、個人情報取扱事務届出書についての報告とさせていただきます。

佐世会長

はい、どうもありがとうございます。ただいまの事務局の報告につきまして、何かご確認したいこと等がございましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいですか。

(質疑なし)

佐世会長

よろしいようでしたら、報告をこれで終わらせていただきます。

(5) その他

佐世会長

次の議題でその他ということで、何かございましたら委員の皆様からお願ひいたします。

(なし)

佐世会長

なければ事務局の方からお願ひします。

関根課長補佐

はい。資料で本日、配付をさせていただきました黄色い用紙があるかと思うのですが、そちらをご覧いただければと思います。こちらが市の市民部の市民生活課が担当で進めております、まちづくりサポーター、市民参加推進員の登録についてのご案内でございます。この市民参加推進員に登録いただきますと、附属機関の委員への応募やパブリックコメントなどの市民参加に関するご案内が優先的に市から届きまして、ご自身の興味のあるものに参加していただけるというものです。是非、登録をお願いいたします。また、お知り合いの方もいらっしゃれば、登録の周知をしていただければと思います。詳細は、市民部の市民生活課へお問い合わせいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

佐世会長

はい、ありがとうございます。それではこれで大丈夫ですかね、他になければ、これですべての議事を終了とさせていただきます。進行を司会の方にお戻ししたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

3 閉 会

福原課長

ありがとうございました。本日は貴重なご審議をいただきまして誠にありがとうございます。それでは以上をもちまして、令和3年度第1回久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。(注)

令和 3年 8月 20日

佐世芳

(注) 特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。